

大型乗合バスの追突事故（浜松市浜北区）

【事故概要】

- 日時：令和4年12月4日 5時53分頃
- 概要：福岡・東京間を2名乗務で運行する大型乗合バスが、乗客17名を乗せて新東名高速道路の第3車線を走行中、同車両通行帯を左方にそれ、第2車両通行帯を走行していた大型トラックに追突した。この事故により、大型乗合バスの運転者及び乗客6名が軽傷を負ったほか、大型トラックの運転者が軽傷を負った。



【原因】

- 運転者
 - 運行途中に腹痛を発症し、計画にないパーキングエリアで約21分間停車したため、事故発生時、道路工事により50km/hに最高速度規制されていて道路を、遅れを取り戻すため約120km/hで走行し、自車車両通行帯をそれで追突した。
 - 腹痛発症時に運行管理者に連絡することなく、気兼ねから同乗の先輩運転者に相談することもなく、自らの判断で運転を継続した。
- 事業者・運行管理者
 - 服務規程への記載のみで、体調不良時の具体的な対応方法が明確に示されていなかった。
 - 運行の遅れを取り戻すためと思われる速度超過が常態化していたものは正されていなかった。



【再発防止策】

- 適切な運行管理
 - 日頃のコミュニケーションを密にし、乗務員の健康状態の把握に努めること。
 - 突発的な遅れが生じた場合、定時運行を確保するために安全を犠牲にすることがないよう、運転者に適切な指示を行うこと。
 - 日々の運行記録を確認し、速度超過等の違反が繰り返されることのないよう指示すること。
- 適切な指導監督
 - 体調不良時に、運転者が躊躇することなく対応できるようにマニュアル等を準備し、日頃から運転者に理解させること。
 - 2名乗務の運行においては、先輩と後輩のような権威勾配が障害となることがないよう、職場のコミュニケーションスキルの向上に取組むこと。



職場のコミュニケーションの向上